

改正 平成28年4月1日

1 目的

この要綱は、青梅市図書館条例施行規則（昭和62年教育委員会規則第4号）第13条の規定による図書館資料の貸出しの停止について必要な事項を定めることを目的とする。

2 貸出資料を返却しない者に対する貸出停止

貸出しを受けた図書館資料（以下「貸出資料」という。）を貸出期限までに返却しない者に対する貸出停止は、貸出資料を貸出期限の日の翌日から起算して30日を超えて返却しない場合に行うものとする。

3 停止期間

(1) 図書館資料の貸出停止期間は、次のとおりとする。

ア 貸出資料を貸出期限までに返却しない者に対する貸出停止期間は、当該資料を返却するまでの期間とする。

イ 貸出資料を亡失または損傷し、弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しない者に対する貸出停止期間は、当該資料を弁償するまでの期間とする。

ウ その他青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に貸出停止が必要と認める者に対する貸出停止期間は、委員会が判断し定めた期間とする。

(2) 委員会は、貸出停止を決定したときは、当該利用者に対して青梅市図書館資料貸出停止通知書（様式第1号）により通知するものとする。ただし、前号アに該当する者に対する通知は、返却にかかる督促の通知、または口頭によって行うことに代えることができる。

4 停止の解除

(1) 次のいずれかに該当したときは、委員会は貸出停止を解除するものとする。

ア 貸出停止を受けることになった図書館資料を返却したとき。

イ 貸出停止を受けることになった図書館資料を弁償したとき。

ウ その他委員会が貸出停止を解除することを適当と認めたとき。

(2) 委員会は、貸出停止を解除したときは、当該貸出停止を受けた利用者に対して青梅市図書館資料貸出停止解除通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、前号アに該当する者に対する通知は、口頭によって行うことに代えることができる。

5 貸出停止の例外

委員会が貸出停止の対象外とすることに相当の理由があると認めた場合は、貸出停止は行わないものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

7 実施期日

この要綱は、平成22年4月1日から実施し、同年7月1日以後の図書館資料の貸出しについて適用する。

8 経過措置

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

様式（省略）